

<h1>静岡市報</h1>	No. 147
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 2
- 静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市高度地区における許可による特例に係る手続に関する規則の一部を改正する規則
・・ 7
- 静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する
規則・・ 10
- 静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 14
- 静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・・・ 14

人事委員会規則

- 静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 16
- 静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則・・・・ 16

告 示

- 静岡市土地利用委員会要綱の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 静岡市子ども・若者支援地域協議会設置要綱の一部改正・・・・・・・・・・・・ 21

規 則

静岡市規則第76号

静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第115号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

静岡市桜の園	身体障害者生活介護事業及び身体障害者施設入所支援事業		1日につき 1,545円	1月につき 10,105円	を
--------	----------------------------	--	-----------------	------------------	---

」

「

静岡市桜の園	身体障害者生活介護事業及び身体障害者施設入所支援事業		1日につき 1,380円	1日につき 380円	に
--------	----------------------------	--	-----------------	---------------	---

」

改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新規則の規定は、平成27年4月1日以後に利用したサービスに係る使用料について適用し、同日前に利用したサービスに係る使用料については、なお従前の例による。

静岡市規則第77号

静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第117号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,545円」を「1,380円」に、「1月につき10,105円」を「1日につき380円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新規則の規定は、平成27年4月1日以後に利用したサービスに係る利用料金について適用し、同日前に利用したサービスに係る利用料金については、なお従前の例による。

静岡市規則第78号

静岡市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市身体障害者福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第122号）の一部を次のように改正する。

様式第12号別紙2中

「

1 「聴覚障害」の状態及び所見

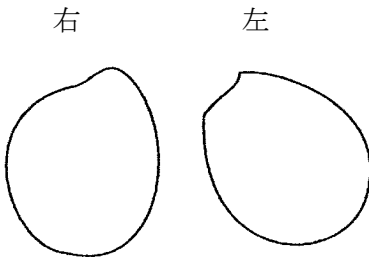
(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

(3) 鼓膜の状態



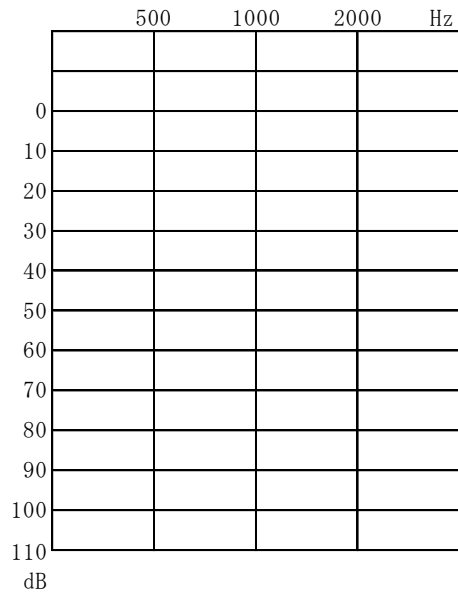
2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記載する)

ア 純音による検査

オーディオメータの型式_____



を

イ 語音による検査

語音明瞭度

右	%
左	%

「

1 「聴覚障害」の状態及び所見

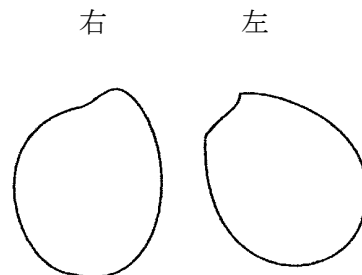
(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴

(3) 鼓膜の状態



混合性難聴

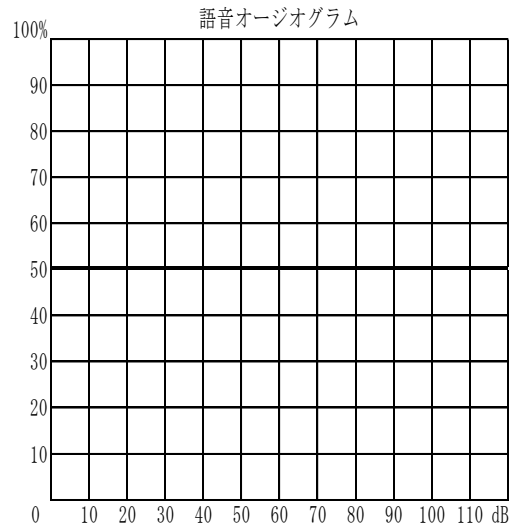
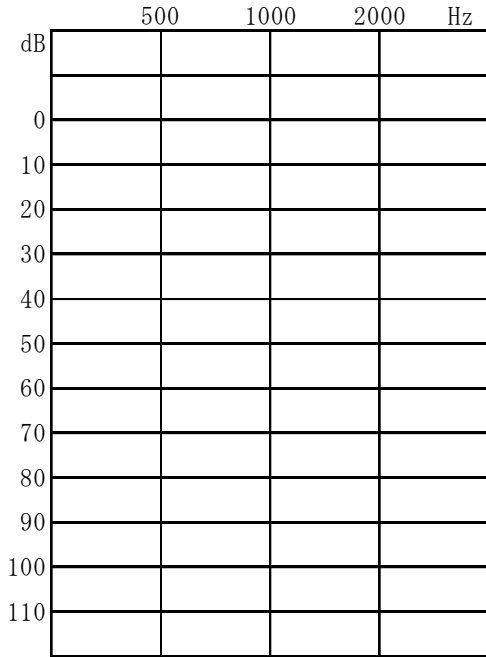
(4) 聴力検査の結果 (ア又はイのいずれかを記載する。)

ア 純音による検査

イ 語音による検査

オーディオメータの型式 _____

右	%
左	%



(5) 身体障害者手帳 (聴覚障害) の所持状況 有 ・ 無

2 「平衡機能障害」の状態及び所見 _____ に

(1) 平衡機能の状況

(下の該当する平衡機能の状況の項目の□に✓を入れること。)

閉眼にて起立不能又は開眼で直線を歩行中10m以内に転倒若しくは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない状況 (3級相当)

閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない状況 (5級相当)

(2) 所見

[_____]

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

(1) 発声の状況

[]

(2) 意思疎通の程度

(下の該当する意思疎通の程度の項目の□に✓を入れること。)

- 発声はあるが、ほとんど家族又は肉親との会話の用をなさない。(3級相当)
- 家族又は肉親との会話は可能であるが、他人には通じない。(4級相当)
- 日常の会話は可能であるが、不明瞭で不便がある。(非該当)

(3) 所見

[]

J

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市身体障害者福祉法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第79号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第3号ア（イ）の表中「24万5,000円」を「26万円」に、「45万円」を「47万円」に改め、同号イ（イ）の表中「24万5,000円」を「26万円」に、「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の静岡市国民健康保険条例等施行規則第20条第1項第3号の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市規則第80号

静岡市高度地区における許可による特例に係る手続に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市高度地区における許可による特例に係る手続に関する規則の一部を改正する規則
静岡市高度地区における許可による特例に係る手続に関する規則（平成24年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表既存不適格調書の項中「第18条第16項」を「第18条第18項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

静岡市規則第81号

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「こう配」を「勾配」に改め、同条第2項中「第8条の2第7項」を「第8条の2第6項」に改める。

第4条中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第5号」に、「第8条の2第8項」を「第8条の2第13項」に改める。

第5条を次のように改める。

（中間検査申請書等に添える書類）

第5条 省令第4条の8第1項第4号（省令第8条の2第17項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

（1）法第6条の4第1項第3号に規定する建築物であつて、政令第46条第4項に規定するものの次に掲げる書類

ア 省令第4条の8第1項に規定する中間検査申請書（省令第8条の2第17項において準用する場合にあつては、省令別記第42号の17様式による特定工程工事終了通知書）の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）

イ 筋かいの位置及び種類を明示した図書（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。ウにおいて同じ。）の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

ウ 構造耐力上主要な軸組の長さについて、政令第46条第4項の基準に基づき算定した書類（当該建築物に係る省令第1条の3第1項の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

（2）前号に規定する建築物以外の建築物 前号アに掲げる書類その他市長が必要であると認める書類

第6条中「及び建築士免許証（省令第1条の3第1項第4号の建築士免許証をいう。以下同じ。）の写し（工事管理者に係るものに限る。）」を削る。

第7条中「同法第24条の8第1項第2号及び第3号」を「建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の38第8号」に改める。

第8条第1項後段を削る。

第15条中「認定申請書（）」を「申請書（）」に、「表に掲げる」を「表に定める」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「第68条の3第1項」を「法第68条の3第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 政令第137条の16第2号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	

第34条第1項第1号中「第6号」を「第7号」に改める。

様式第2号中

「

構造耐力上主要な部分の防錆、 防蝕及び防蟻の措置及び状況				
---------------------------------	--	--	--	--

を

」

「

構造耐力上主要な部分の防錆、 防腐及び防蟻の措置及び状況				
特定天井に用いる材料の種類 並びに当該特定天井の構造及 び施工状況				

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市建築基準法施行細則第5条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の通知（以下これらを「確認申請等」という。）に係る工事について適用し、施行日前に行われた確認申請等に係る工事については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市建築基準法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第82号

静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正す

る規則

静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成21年静岡市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第6条第5項の構造計算適合性判定」を「第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）」に、「法第17条第1項の規定による申請を行う前に構造計算適合性判定と同等の判定を受けるよう」を「あらかじめ構造計算適合性判定を受けた上で、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合性判定通知書の写しを、法第17条第1項の規定による申請の際に添付することを」に改める。

第4条第2項中「第18条第12項」を「第18条第14項」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

「
住所
氏名

住所 氏名	}	法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
		を

」

「
住所
氏名

住所 氏名	}	法人にあっては、その主たる事務所の所在地
		に改める。

」

様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第5号中「あて先」を「宛先」に、

「
住所
氏名

住所 氏名	}	法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
		を

」

「
住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } に改める。
」

様式第6号(注)中「法」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に、
「の規定により」を「に規定する」に改める。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に、

「
住所 { 法人にあっては、その主たる事務所の所在 }
氏名 { 地、名称及び代表者の氏名を記入すること。 } を
」

「
住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } に改める。
」

様式第8号中「あて先」を「宛先」に、

「
住所 { 法人にあっては、その主たる事務所の所在 }
氏名 { 地、名称及び代表者の氏名を記入すること。 } を
」

「
住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } に改め、同様式(注)を次のように改める。
」

(注) 確認の特例を受けている場合は、静岡市建築基準法施行細則第8条第2項に規定する

計画全部・一部廃止届出書を併せて提出してください。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に、

「
住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔地、名称及び代表者の氏名を記入すること。〕 を
」

「
住所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕 に改める。
」

様式第12号（1枚目）中「あて先」を「宛先」に、

「
住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔地、名称及び代表者の氏名を記入すること。〕 を
」

「
住所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕 に改める。
」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第83号

静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年静岡市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 次のア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第7項に規定する適合性判定通知書の写し

ア 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。第4条において同じ。）の規定による申出をしている場合

イ 低炭素建築物新築等計画に記載された建築物が、建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を受けている場合

第4条中「第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）」を「第54条第2項」に改め、「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する」及び「（以下「構造計算適合性判定」という。）」を削り、「建築基準法第18条の2第1項の規定による指定を受けた」を「当該申出をした」に改め、「構造計算適合性判定」の次に「を受けること」を加える。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

静岡市規則第84号

静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年静岡市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「掲げる図書」を「定める図書」に改め、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次のア及びイに掲げる場合のいずれかにも該当するとき 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写し

ア 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。第4条において同じ。）の規定による申出をしている場合

イ 建築をしようとする住宅が、建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を受けている場合

第3条第1号中「前条第2号」を「前条第3号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第2号中「前条第3号」を「前条第4号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第4条中「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する」、「（以下「構造計算適合性判定」という。）」及び「（法第8条第2項において準用する場合を含む。）」を削り、「建築基準法第18条の2第1項の規定による指定を受けた」を「当該申出をした」に改め、「構造計算適合性判定」の次に「を受けること」を加える。

第7条の見出し中「とりやめ」を「取りやめ」に改め、同条中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全をとりやめる旨の申出書」を「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書」に改める。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第4号中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全をとりやめる旨の申出書」を「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書」に、「あて先」を「宛先」に、「とりやめるので」を「取りやめるので」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第11号

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月22日

静岡市人事委員会

委員長 居 城 舜 子

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「准看護師」の次に「、保育教諭（幼保連携型認定こども園に勤務する者を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市人事委員会規則第12号

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月22日

静岡市人事委員会

委員長 居 城 舜 子

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第15

号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

医療職給料表（3）級別職務分類表（保健師に限る。）3級に属する職及び同表4級に属する職（課長、担当課長及び参事の職を除く。）
--

を

「

医療職給料表（3）級別職務分類表（保健師に限る。）3級に属する職及び同表4級に属する職（課長、担当課長及び参事の職を除く。）
--

に

保育教諭給料表級別職務分類表2級及び4級に属する職（幼保連携型認定こども園に勤務する者を除く。）
--

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第448号

静岡市土地利用委員会要綱（平成15年静岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

第3条第2項中「会長は」の次に「、委員会の」を加える。

第4条に次の1項を加える。

4 部会長は、調整部会の会議の議長となる。

第5条に次の1項を加える。

4 幹事長は、幹事会の会議の議長となる。

第7条第1項中「し、その議長となる」を「する」に改め、同条第3項中「委員会の」を削り、同条第5項中「第1項中「委員会」とあるのは「調整部会」又は「幹事会」を「委員」とあるのは「部会員」又は「幹事」に改める。

別表第1中

生活文化局長	を
市民局長 観光交流文化局長	に、
上下水道局次長 教育委員会事務局教育次長	を
上下水道局長 教育委員会事務局教育局長	に

改める。

別表第2中

企画局企画部長 生活文化局市民生活部長 生活文化局文化スポーツ部長 環境局環境創造部長 環境局廃棄物対策部長	を
企画局次長	

市民局次長

観光交流文化局次長

環境局次長

に、

」

「

教育委員会事務局教育部長

を

」

「

教育委員会事務局教育局次長

に

」

改める。

別表第3中

「

企画局企画部企画課長

生活文化局市民生活部市民生活課長

生活文化局文化スポーツ部文化財課長

環境局環境創造部環境総務課長

環境局環境創造部清流の都創造課長

環境局環境創造部環境保全課長

環境局廃棄物対策部廃棄物政策課長

環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長

環境局廃棄物対策部収集業務課長

経済局商工部産業政策課長

を

」

「

企画局企画課長

市民局生活安心安全課長

市民局戸籍管理課長

観光交流文化局歴史文化課長

環境局環境創造課長

に、

環境局環境保全課長
 環境局廃棄物対策課長
 環境局収集業務課長
 経済局商工部産業振興課長

」

「

経済局農林水産部農地整備課長

」を

」

「

経済局農林水産部農地整備課長
 経済局農林水産部治山林道課長

」に、

」

「

建設局道路部葵南道路整備課
 建設局道路部葵北道路整備課

」を

」

「

建設局道路部葵南道路整備課長
 建設局道路部葵北道路整備課長

」に、

」

「

教育委員会事務局教育部学校教育課長

」を

」

「

教育委員会事務局教育局学校教育課長

」に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第457号

静岡市子ども・若者支援地域協議会設置要綱（平成25年静岡市告示第473号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

第4条中「子ども未来局子ども未来部青少年育成課」を「子ども未来局青少年育成課」に改める。

別表中「静岡市発達障害者支援センター」の次に「静岡市ひきこもり地域支援センター」を加え、「子ども未来局子ども未来部青少年育成課、子ども未来局子ども未来部子ども家庭課」を「子ども未来局青少年育成課、子ども未来局子ども家庭課」に、「教育部学校教育課」を「教育局学校教育課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。